

東広島市就学援助費の額の改定について

1 目的・概要

経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、児童及び生徒の就学機会の確保に資することを目的とし、平成29年度に国が示した要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）単価に準じ、東広島市就学援助費の支給を行うものです。

2 主な改正点

平成29年度から就学援助費対象となる費用のうち、新入学用品費の単価を増額して支給するもので、平成29年度就学援助の対象となる費用及び援助の額は表のとおりです。

項目	小学校	中学校
新入学学用品・通学用品費（1学年）	40,600円 (H28年度 20,470円)	47,400円 (H28年度 23,550円)
学用品・通学用品費（1学年）	11,420円	22,320円
学用品・通学用品費（他学年）	13,650円	24,550円
修学旅行費	実費（限度額 32,000円）	実費（限度額 72,000円）
校外活動費（泊なし）	実費（限度額 1,570円）	実費（限度額 2,270円）
校外活動費（泊あり）	実費（限度額 3,620円）	実費（限度額 6,100円）
体育実技用具費	—	実費（限度額 7,510円）